

高知大学安全保障輸出管理規則

平成 22 年 3 月 31 日
規則 第 123 号

最終改正 令和 4 年 7 月 29 日規則第 32 号

(目的)

第 1 条 本規則は、高知大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実績を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規則は、本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに学生及び研究員等（以下「学生等」という。）が、本学における活動として行う、次条第 6 号及び第 7 号に規定するすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(定義)

第 3 条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係法令 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）並びに同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいう。
- (3) 非居住者 外為法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。
- (4) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号） 1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (5) 貨物 外為法第 6 条第 1 項第 15 号に規定する貨物をいう。
- (6) 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
- (7) 技術の提供 次に掲げる行為をいう。

イ 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はそれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載・記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国へ向けて送信する行為を含む。）を行うこ

と。

ロ 非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供を行うこと。

(8) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること、又はそれを目的とした貨物の国内取引をいう。

(9) 相手先 技術の提供にあつては当該技術を利用する者、貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者をいう。

(基本方針)

第4条 本学は、国際社会の平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。このため、技術の提供及び貨物の輸出について関係法令を遵守するとともに、輸出管理体制を適切に整備し、輸出管理を確実に実施する。

(最高責任者)

第5条 本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に輸出管理の最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) この規則の制定及び改廃

(2) 第13条第3項による取引審査で輸出管理統括責任者が判定できない疑義ある取引の承認

(3) 経済産業省への許可申請

(4) その他本学の輸出管理の重要事項に関する決定

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に輸出管理を統括する者として輸出管理統括責任者を置き、理事（研究・医療・評価・IR担当）をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定

(2) 特定類型該当者の把握

(3) 技術の提供及び貨物の輸出に関する該非判定の最終判断

(4) 技術の提供に関する承認・許可

(5) 貨物の輸出に関する承認・許可

(6) 輸出管理に関する教育の実施

- (7) 輸出管理に関する監査の実施
- (8) その他輸出管理の統括に関する業務
(輸出管理責任者等)

第7条 この規則の遵守及び輸出管理業務を適切に実施し、輸出管理統括責任者を補佐するため、輸出管理責任者を置く。

- 2 輸出管理責任者は、総合研究センター長及び次世代地域創造センター長をもって充てる。
- 3 輸出管理責任者（総合研究センター長）は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
 - (2) 輸出管理に関する教育の企画・立案
 - (3) 輸出管理に関する監査の企画・立案
- 4 輸出管理責任者（次世代地域創造センター長）は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 技術の提供に関する承認・許可手続
 - (2) 貨物の輸出に関する承認・許可手続
- 5 輸出管理統括責任者は、輸出管理統括責任者の業務を専門的な観点から補佐するため、輸出管理マネージャーを任命することができる。
(輸出管理統括部署)

第8条 本学の輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、輸出管理統括部署を置き、研究国際部をもって充てる。
(事前確認)

第9条 職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出に係る懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定の適用判定等について確認（以下「事前確認」という。）を行い、第10条から第13条までに規定する手続（以下「取引審査」という。）の要否について、輸出管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する事前確認の実施方法については、別に定めるところによる。
(該非判定)

第10条 職員等は、前条の規定により取引審査の手続が必要とされた場合は、当該取引が関係法令において経済産業大臣の許可を受けるべきものとして特定されている技術又は貨物に係るものであるか否かの判定（以下「判定」という。）を行わなければならない。

2 前項に規定する判定の実施方法については、別に定めるところによる。

(相手先確認)

第 11 条 職員等は、第 9 条の規定により取引審査の手続が必要とされた場合は、相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無を確認しなければならない。

2 前項に規定する相手先の確認に係る実施方法については、別に定めるところによる。

(用途確認)

第 12 条 職員等は、第 9 条の規定により取引審査の手続が必要とされた場合は、相手先における当該技術又は貨物の用途を確認しなければならない。

2 前項に規定する相手先における当該技術又は貨物の用途の確認に係る実施方法については、別に定めるところによる。

(審査)

第 13 条 職員等は、前 3 条に規定する判定等の結果を速やかに輸出管理責任者に報告しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項に係る判定等の結果を審査し、当該審査結果を輸出管理統括責任者に報告しなければならない。

3 輸出管理統括責任者は、前項に係る報告を審査の上、当該判定等の確認を行うとともに、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を承認するものとする。

4 輸出管理統括責任者は、前項に基づく承認を行う場合は、関係法令に基づき、必要に応じて事前に最高責任者を通じて経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 職員等は、第 9 条の規定により取引審査の手続が必要とされた場合に、輸出管理統括責任者の承認を受けずに、技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

6 職員等は、第 9 条の規定により取引審査の手続が必要とされた技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の承認を受けたものと同一のものか確認を行わなければならない。

(学生等が技術の提供又は貨物の輸出をする場合の取扱い)

第 14 条 職員等は、当該職員等が主として研究指導を行う学生等が、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第 9 条から前条までに定める手続を行わなければならない。

(事故対応)

第 15 条 職員等及び学生等は、貨物の輸出を行う際の通関時において事故が発生した場合は、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、輸出管理責任者を通じて、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、当該報告の内容を調査し、関係法令、本規則及び本規則に基づく定めを違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、当該職員等及び学生等に対する措置を指示するとともに、遅滞なく経済産業省等の関係機関に報告するものとする。

(教育)

第 16 条 輸出管理統括責任者は、職員等及び学生等に対し、最新の関係法令、本規則及び本規則に基づく定めを周知し、遵守させなければならない。また、その確実な実施を図るため、職員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

(監査)

第 17 条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理を関係法令、本規則に基づき適正に実施するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うよう努める。

(特定類型該当者への該当性についての自己申告)

第 17 条の 2 職員等（非常勤講師、学内ワークスタディスタッフ、ティーチング・アシスタント、ステューデント・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。以下この条において同じ。）は、採用時に、特定類型該当者に該当するか否かについて別に定める誓約書を提出しなければならない。

2 職員等は、前項の誓約書を提出後に特定類型該当者となった場合は、直ちに別に定める誓約書を改めて提出し、報告しなければならない。

(報告)

第 18 条 職員等及び学生等は、関係法令、本規則及び本規則に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理責任者を通じて、輸出管理統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、当該職員等及び学生等に対する措置を指示するとともに、遅滞なく経済産業省等の関係機関に報告し、再発防止のために必要な措置

を講ずるものとする。

(文書管理)

第 19 条 関係法令、本規則の規定に基づき作成し、又は取得した文書及び電磁的記録は、国立大学法人高知大学法人文書管理規則の定めるところにより、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の末日の翌日から起算して、5年間又は7年間保存しなければならない。

(懲戒)

第 20 条 故意又は重大な過失によりこの規則に違反した者及びその関係者は、当該者が適用を受ける国立大学法人高知大学職員就業規則（平成 16 年規則第 20 号）その他の就業規則及び高知大学学則（平成 19 年規則第 74 号）の規定に基づく懲戒の対象とする。

(事務)

第 21 条 輸出管理に関する事務は、関係職員等及び学生等並びに事務局関係各課等の協力を得て、研究国際部研究推進課及び地域連携課において行う。

(雑則)

第 22 条 本規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 114 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日規則第 44 号）

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 29 日規則第 44 号）

この規則は、令和3年11月29日から施行する。

附 則（令和4年2月24日規則第58号）

この規則は、令和4年2月24日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日規則第32号）

この規則は、令和4年7月29日から施行し、令和4年5月1日から適用する。